



# 志免町商工会からのお知らせ

## 商工会ってなに？

商工会は「商工会法」に基づき設立された特別認可法人です。商工会は地域の商工業の総合的な改善と発展を図るために、小規模事業者への経営指導等を行っています。

## どういうときに利用するの？

- 事業資金に困ったとき  
設備・運営資金等、経営に必要な資金について、国や県の制度融資の紹介や斡旋を行っています。
- 記帳や事務をコンピュータに任せたいとき  
事業経営に欠くことのできない記帳を、正しく理解し数字に基づく経営を推進するために、記帳から決算までの一貫した記帳指導を行っています。
- 経営についてのいろんな問題に直面したとき  
中小企業診断士などの専門家による店舗・工場診断をはじめ、企業に直接専門家を派遣して適切な指導・助言を行うなど、経営のお手伝いをしています。
- 経営に役立つ共済制度に加入したいとき  
小規模事業者または従業員の方々のために共済制度の普及を行っています。
  - ◎商工貯蓄共済制度      ◎会員福祉共済制度
  - ◎小規模企業共済制度   ◎中小企業倒産防止共済制度
  - ◎中小企業退職金共済制度      など
- 経営に関する検定試験を受けたいとき  
商工会では次の検定試験を実施しています。
  - ◎珠算検定試験中小企業大学校での各種研修には受講助成金制度をご利用下さい。
- 労働保険・社会保険の事務がわからないとき  
労働保険や社会保険の加入、申告、納付などの手続きについての相談に応じ手助けをします。



## 会員になるには？

商工会会員の資格は「その商工会地区内において、引き続き6ヶ月以上営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者」と商工会法で定められています。詳細はお気軽にお問い合わせ下さい。※上記6ヶ月以内でも入会対応できます。

### (1) 一般会費は

個人：1,000円/月  
株式：1,500円/月  
その他法人：1,300円/月  
尚、別に加入金3,000円が必要です。

### (2) 特別会費

会社規模が中小企業の範囲を超える場合は理事会に諮り決定します。

### (3) 会費の払い込み方法

町内にある金融機関（郵便局・農協は除く）より口座振替による方法を原則とします。  
会費の振替は6月20日、12月20日の2回納付と致します。

### (4) 脱会時の会費について

商工会法第19条第1項及び志免町商工会定款第15条1項に基づき年度途中脱会の場合も年度末（3月31日）分までの会費を納付頂きますのでご了承下さい。



問い合わせ先：志免町商工会

住 所：〒811-2244 志免町志免中央一丁目14-10

TEL：092-935-1337 FAX：092-935-1349

E-mail：shime@shokokai.ne.jp